

## 職員の懲戒処分等の公表について

本職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

### 事案【公金横領について】

#### 1 処分等の内容

- (1) 職員の所属・職名、年齢、性別、処分の内容  
産業環境部 主事 30歳 男 免職
- (2) 処分年月日 令和3年1月7日
- (3) 処分事案の概要

当該職員は、令和元年5月から施設利用者からの使用料等公金の私的利用を繰り返し、令和2年12月17日に発覚するまでの間、総額2,118,193円の公金を横領した。

なお、上記の公金については市に全額返済された。

#### 2 監督責任者の処分

- (1) 処分内容  
管理職 訓告 2人  
管理職 文書厳重注意 2人  
一般職 文書厳重注意 1人
- (2) 処分事由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導・監督等が十分でなかったため。

#### 3 市長コメント

昨年の下水道使用料の賦課漏れに引き続き、今回このような重大な不祥事が発生したことは、極めて遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めに進み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和3年1月8日 塩竈市長 佐藤 光樹